

またもや会社の不当労働行為が認定される！ 静岡地労委が救済命令！

9月9日静岡県労働委員会は、J R 東海労本部と静岡地本が救済を求めている、

①組合掲示物の撤去などによる、会社の組合活動に対する支配介入の禁止

②謝罪文の掲出、社員への配布等

について、掲示物を撤去したことは不当労働行為であると認定し、会社に対してJ R 東海労に謝罪文の手交を命じました。本部と静岡地本は会社側に謝罪文の手交などを申し入れます。

命令主文（抜粋）

- 1 被申立人が、静岡支社管内の沼津、富士、静岡及び浜松の各運輸区に設置されているジェイアール東海労静岡地本の掲示板に掲出された別紙内容の掲示物計4枚を撤去したことは、不当労働行為であることを確認する。
- 2 被申立人は、申立人ジェイアール東海労働組合に対し、下記の文書を速やかに交付しなければならない。

記

当社が、沼津、富士、静岡及び浜松の各運輸区に設置されているジェイアール東海労働組合静岡地方本部の掲示板に掲出された平成25年2月10日付け掲示物（J R 東海労静岡No.15、見出し「早着は重大な事故なのか??再教育時間はボーナスカット理由になるのか!？」）計4枚を同年2月12日から翌日にかけて撤去したことは静岡県労働委員会において、労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為であると確認されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

「本件掲示物は撤去の必要性はなく、撤去方法も相当性を欠く」と判断！